

2019(令和元)年度 11月委員会

- 配布資料
1. 2019(令和元)年12月、2020年1月予定表
 2. 11月役員会記録
 3. 「わたしのおぎくぼ」12月・1月号
 4. 道路占用許可基準及び道路占用物件配置基準
 5. 根岸様への手紙
 6. 賠償保障保険資料

1. 報告

- 1-1. 会長
- 1-2. 総務部
- 1-3. 地域交流部
- 1-4. 事業企画部
- 1-5. 広報部
- 1-6. 道の愛称 p
- 1-7. 荻窪の記憶 p
- 1-8. こみゆに亭
- 1-9. 事務局
- 1-10. その他

2. 協議

- 2-1. 館内研修(12/3)
- 2-2. 「荻外荘通り」プレートについて
- 2-3. 防災フォーラム(12/15、日)について
- 2-4. 第1回こみゆに亭(11/23)について
- 2-5. 地域懇談会(2020/2/1)について
- 2-6. 委員の追加募集(2020/4/1着任)について

3. 事務局から

4. その他

2019（令和元）年度 11月役員会記録

日時：2019年11月19日（火）13時～15時

場所：ボランティア室

出席者：檜枝会長（記録）、丹羽副会長・地域交流部長、染谷副会長・事業企画部長、加藤会計監事、中田総務部長、横尾広報部長、佐藤事務局長、広谷事務局員、岩井事務局員

- 資料
1. 2019（令和元）年12月、2020年12月予定表
 2. 阿佐ヶ谷地域区民センター協議会地域懇談会資料
 3. 館内研修（12/3）資料
 4. 「わたしのおぎくぼ」12月・1月号
 5. 道路占用許可基準及び道路占用物件配置基準
 6. 決算について
 7. 根岸様への手紙
 8. 賠償保障保険資料

1. 報告

1-1. 会長

予定表（資料1）

- ・修正があれば連絡してほしい。

11月委員会（11/26）開始時間の変更（13時30分）

阿佐ヶ谷地域区民センター協議会地域懇談会（11/13）に出席（資料2）

- ・町会・商店会からの出席者多数で荻窪と違う。
- ・1時間のグループ討議のテーマが「少子高齢化社会の中での今後の地域活動を考える」ととても大きかったため、実のある議論ができたとは思えなかった。荻窪ではもっと工夫が必要。

館内研修（資料3）

- ・講師の山ノ内氏から来たスケジュール表について議論。意見は協議2-1参照。

荻窪川南共栄会の餅つきイベントへの協力。

- ・12月8日（日）にある商栄会の餅つき大会に協力する。

第3回会長・局長会（2020/2/5、水）の出席者は、会長と総務部長。

1-2. 総務部

- ・クリーン大作戦（11/5）報告
- ・館外研修（11/20）は22名参加予定
- ・地域懇談会（2020/2/1）について11/9に総務部長、副会長、会長、事務局長で相談した。12/3館内研修終了後にさらに検討。

1-3. 地域交流部

荻窪音楽祭「地域ふれあいマチネコンサート」(11/9)の報告

- ・無料で質の高いクラシック音楽が聴けて良かったと高い評価。
- ・現役の委員で展開できる内容にするのか、OBの援助を受けて質の高いクラシック音楽を提供するのか、基本的な姿勢について部内で検討するとともに役員会でも検討する。

アート展(2020/2/22、23)の準備

- ・区域内のすべての小学校(6校)と中学校(5校)に出展を依頼する。
- ・関連して、「わたしのおぎくぼ」のインタビュー校に杉九小と東原中が入っておらず、ズレがあるとの指摘。
- ・障害者団体連合会と協力して障害者の作品を展示するかどうか検討中。11/27に高橋会長と相談。

1-4. 事業企画部：

- ・楽しい朗読教室最終回(10/31)で講座終了後に講師の先生を囲んで茶話会を行い好評であった。今後も講師の都合等を勘案して計画する。複数回講座の場合は、最終回でなくその1回前が良い。
- ・国会見学会(11/6)。好評で募集の3倍の応募があった。
- ・講談出前授業(11/12)。荻窪小で実施。今回で予定した5校が終了。
- ・背骨を整えよう腰痛スッキリ体操で、体調不良者(女性)が出た。対応には女性委員が必要。
- ・成年後見人講座(3/4)。杉並区成年後見センターからの持ち込み講座。協議会は会場提供、広報、当日の会場設営・運営を担当。

1-5. 広報部

- ・次号の「わたしのおぎくぼ」の白黒印刷を配布(資料4)。

1-6. 道の愛称p： ⇒ 協議2-2

1-7. 荻窪の記憶p：なし

1-8. こみゆに亭

- ・実施済み：試食会は10/29昼休み、チラシ配布は10/29、打合せ11/8
- ・今後の予定：11/22買い出し、当日11/23。参加者予定者35名(児童15、保護者12、未就学児8)、運営側は30名程度。

1-9. 事務局：なし

1-10. その他：なし

2. 協議

2-1. 館内研修 (12/3)

以下の意見があった。

- ・グループ討論のための基礎的な知識とスキルを習得するためのワークショップ体験よりも、具体的な企画に直接役立つアドバイスを貰うようにしたほうが良い。
- ・集会所まつりでは前年比 100 人減。対策の一つとして地域の人を企画段階から巻き込むのが良い。地域懇談会の良いテーマ。
- ・技術的な面は館内研修の際にアドバイスを貰うと良い。
⇒ 最後に Q&A の時間を取って、アドバイスを貰う。

2-2. 「荻外荘通り」プレートについて (プレートの撤去、保険)

- ・プレートを設置してくれた根岸様宛に、プレートが原因の損害は協議会が責任を負う旨の手紙を出す (資料 7、11/24 実施)。
- ・設置したプレートが原因の損害を補償する賠償保障保険 (資料 8) に加入することにした。
- ・荻窪川南共栄会の電柱 2 本に縦型プレートを設置。地元の意向を尊重してデザインに与謝野公園を追加した。
- ・その後、杉並区土木管理課から「道路占用許可基準及び道路占用物件配置基準」(資料 5) に抵触するとの指摘を受けて、撤去した。
- ・一連の混乱について 11/18 に中澤前会長、檜枝会長、佐藤事務局長が荻窪川南共栄会小泉会長に説明とお詫びに伺った。
- ・今後は私有地に設置を認めてくれる篤志家を探すことにした。

2-3. 防災フォーラム (12/15、日) について

- ・実行委員会：荻窪 (11/12)、西荻との合同 (/11/26)

2-4. 第 1 回こみゆに亭 (11/23) について

- ・報告に対して意見ナシ。

2-5. 決算について

- ・加藤会計監事から資料 6 に基づいて説明。2019 年 3 月 31 日現在の出納帳と会計執行状況表に乖離があるので、乖離を解消するように事務局と工夫する。

2-6. 委員の追加募集 (2020/4/1 着任) について

- ・了承。広報すぎなみ 2020 年 1 月 15 日号に告知を掲載する。

3. 事務局から なし

4. その他 なし

○道路占用許可基準及び道路占用物件配置標準

昭和五二年九月一日

告示第七五一号

東京都道路占用規則(昭和五十二年東京都規則第三百三十二号)第四条の規定により、道路占用許可基準及び道路占用物件配置標準を次のように定める。

道路占用許可基準

(目的)

この基準は、道路の占用が道路本来の機能を阻害しないよう許可の基準を定め、もつて良好な道路環境の確保を図ることを目的とする。

第一 通則

(占用の場所)

一 占用の場所については、別に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(一) 路面に接して設ける占用物件は、歩道を有する道路においては、原則として、歩道内の車道寄りとし、歩道を有しない道路においては、路端寄りとすること。

(二) 歩道上に設けるものにあつては、その有効幅員の三分の二以上(三・〇メートル以上確保されている場合は、この限りでない。)、かつ、一・五メートル以上の余地が確保されていること。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十条第一項に規定する新設特定道路を除く道路のうち、公共又は公益を目的とする場合であつて、交通上特に支障がない場合は、一・〇メートル以上の余地を確保すれば足りる。

(三) 原則として、次に掲げる場所でないこと。ただし、電柱、電話柱、交通信号機、道路標識、消火栓標識、危険防止用構台、アーケード、公衆用ごみ容器、すいがら入れ及び路下に設ける物件については、この限りでない。

(1) 横断歩道、消火栓、街角、交通信号機、道路標識、消火栓標識の前後それぞれ五メートルの区域内

(2) 横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び地下鉄の出入口の手前五メートルの区域内

(3) バス停留所、橋、トンネル、踏切道の前後それぞれ十メートルの区域内

(占用物件の構造)

(四) 燈柱の設置間隔及び光源の高さは、次のとおりとすること。ただし、道路広場に設置する場合、電柱等に添加する場合又は街路樹との関係上やむを得ない場合は、設置間隔を伸縮することができる。

| 道路の幅員 | 設置間隔 | 光源の高さ |
|----------|----------|---------|
| 二十メートル以上 | 二十メートル以上 | 五メートル以上 |
| 二十メートル未満 | 十五メートル以上 | 五メートル以上 |

(五) 電燈の配線は原則として地下に埋設すること。

(六) 電燈は、点滅したり過度のまばゆさを感じさせる種類のものではないこと。

(七) 装飾燈の占用者名は、燈柱の下部に巻き付け、又は塗装すること。

(八) 装飾燈には次に掲げる場合を除き、広告物及び装飾物を添加しないこと。

(1) 商店会等の団体名を表示した看板を添加する場合

(2) 一般の慣習による一時的な飾り付けをする場合

(3) 広告物の添加により得られた広告料収入をすべて地域における公共的な取組に要する費用に充当することを目的として広告物を添加する場合

(九) 前号(1)から(3)までの規定により燈柱に添加する広告物及び装飾物の幅は、取付け位置の直径の一・五倍以下、長さは直径の四倍以下とし、路面からその下端までの高さは歩道上においては三・五メートル以上、車道上においては四・五メートル以上とすること。

三 電線等の占用

電柱等に架設する電線等の占用については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(一) 電線等の高さは、原則として、車道においては路面から五メートル以上、歩道においては三メートル以上とすること。ただし、街路樹の上空にあつては、街路樹に支障とならない高さが確保されるものであること。

(二) 高架道路と並行する高架下道路及び両側に電柱等が設けられている道路にあつては、道路を横断して架設しないこと。ただし、横断して架設することがやむを得ないと認められる場合は、原則として、既設の横断箇所とすること。

(三) 道路を横断して架設する場合は、原則として、道路の方向に対して直角に横断すること。

令和元年11月22日

根 岸 様

荻窪地域区民センター協議会

会長 檜枝 光太郎



日ごろより、荻窪地域区民センター協議会の活動にお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

このたびは、道の愛称を記載したプレートの設置についてご協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

設置させていただきましたプレートにつきましては、当協議会で定期的に状況を確認させていただくとともに、設置に関する一切の責任は当協議会で負うものといたします。

引き続き地域の活性化のために尽力してまいりますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

問合せ先

荻窪地域区民センター協議会事務局

電話 03-3398-9127



保険をさらに代理店を選びましょう!

FAX 送付状

〒167-0032 杉並区天沼 3-2-6 トヨビル2F
株式会社大蔵保険コンサルタント
電話：03-3392-6765 FAX：03-3392-6793

令和1年11月8日

荻窪地域区民センター協議会 広谷 様

from 仲山 

件名：賠償責任保険のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。賠償責任保険のお見積もりをさせて頂きました。下記の通り、ご案内差し上げます。ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

◆生産物賠償責任保険

①製造・販売した製品や商品に起因して生じた対人・対物事故や②行った仕事の結果に起因して生じた対人・対物事故によって、製造・販売業者や工事業者が負う法律上の賠償責任を補償する保険です。

算出基礎数字：作成費用51千円

保険期間：(仮)令和1年12月1日～令和2年12月1日(1年間)

支払限度額：1名1億円(1事故5億円)

年間保険料：10,130円

高<2E
10,500円

- 保険期間中に数量に変化があったとしても精算の必要なし
- 保険期間始期の1w前には申込